

# 令和6年度 弘前市不妊治療費助成事業のお知らせ (保険適用分)

弘前市では、令和4年4月から保険適用となった不妊治療を行う夫婦等に対し、その治療に係る自己負担分の一部を助成します。

## 令和6年度の変更点

- ・申請場所、事前予約電話番号、お問い合わせ先が変わりましたのでご注意ください。
- ・「青森県不妊治療費助成事業」が始まりました。  
県は令和6年7月1日以降に治療を開始した公的医療保険適用の生殖補助医療を対象に、自己負担の全額を助成します。なお、県の助成を受けた、または受ける場合は、市の助成金は対象外となります。詳しくは、青森県不妊治療費助成事務センターのホームページをご覧ください。

## 助成の概要

### 【助成を受けられることができる方】

申請の時点で法律上の婚姻関係または事実婚の関係にある夫婦で、次のいずれにも該当する方

- ① 夫婦の両方又は一方が本市に住所を有し、居住の実態がある方
- ② 市税等の滞納がない方

### 【助成の対象となる治療】

保険が適用された以下の不妊治療が対象となります。

#### ①AIH治療（人工授精）

※治療実施時において、受診者の年齢が35歳以下の場合に限ります。

#### ②生殖補助医療（体外受精・顕微授精）

※①・②いずれの治療も、弘前市以外から、この助成金と同様の趣旨の助成金を受けた、または受ける治療については、対象外となります。

### 【助成対象経費】

不妊治療に要した経費のうち、保険適用となる治療費の自己負担分

### 【助成の額】

1回の不妊治療につき、助成対象経費から、医療保険各法に基づく高額療養費、付加給付等の額を控除した額の3分の2に相当する額

※AIH治療については、同一夫婦において年度内6回まで申請可能です。

### 【申請場所】

弘前市こども家庭センター（事前に下記電話番号で日時予約が必要です）

### 【申請期限】

令和7年3月31日

※年度末に治療が行われ、申請期限までの申請が困難な場合は、下記へご相談ください。

《申請予約受付・お問い合わせ先》

弘前市こども家庭センター 母子保健係 電話 0172-33-1652

〒036-8003 弘前市大字駅前町9-20 ヒロコ3階

## 申請から助成までの流れ

### 1. 高額療養費の限度額適用認定証の交付を受けます

加入している健康保険（社会保険、国民健康保険など）から高額療養費の限度額適用認定証の交付を受けてください。（AIH治療のみの場合は不要です。）

医療機関等に限度額適用認定証を提示するとお支払いは自己負担限度額までになります。

※高額療養費に該当しない場合や、申請が治療開始後となった場合でも、生殖補助医療に係る助成金の申請を予定している方は、高額療養費の限度額適用認定証が必要となりますので、必ず交付を受けて下さい。



### 2. 産婦人科・調剤薬局で治療費等を支払います

不妊治療を受け医療機関等窓口で一部負担金をお支払いください。

※不妊治療を開始する際に交付される「治療計画書」の写しおよび、不妊治療に係る「領収書」と「医療費明細書」を必ずもらって下さい。



### 3. 助成金の交付を申請します

令和6年度弘前市不妊治療費助成金交付申請書

限度額適用認定証の写し

保険証の写し

治療計画書の写し

領収書と医療費明細書の写し

振込先がわかる書類（通帳の写し等）

その他添付書類

○不妊治療を受けたことに対する高額療養費、付加給付等がある場合  
→高額療養費、付加給付等の額を確認できる書類の写し

○夫婦の一方が市外に住所を有する場合  
→市外に住所を有する方の住民票

○夫婦が別世帯の場合  
→夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）

○事実婚の関係にある場合  
→夫婦の両方の戸籍謄本と「事実婚の関する申立書」

上記書類を弘前市こども家庭センターに提出してください。



### 4. 助成金が振り込まれます

審査終了後、助成金交付決定通知書及び交付額確定通知書を郵送し、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

## 申請書類について

- 写しと記載してある書類は、必ずコピーをして提出してください。
- 提出書類の内容を確認するため予約制で受付します。

持参する前に電話（0172-33-1652）し、事前に日時予約してください。（確認におおよそ15分～30分程度かかります。）郵送でも受付しますが、書類の不備があった場合、受理できない場合があります。

※申請用紙等は弘前市こども家庭センターに備付しています。また、弘前市ホームページからもダウンロードできます。

※1回の不妊治療につき、1枚の申請書が必要となります。

1回の不妊治療とは、

- AIH治療の場合

人工授精を行った日が助成対象となります。

- 生殖補助医療の場合

治療計画書の作成から、採卵、受精、胚移植、妊娠判定検査を行った日までが助成対象となります。

ただし、治療開始後、排卵終了などで採卵ができず中止、採卵したが卵が得られないなどで中止、受精できず中止、新鮮胚移植できず胚凍結をした場合など当初計画から中止となった場合は、そこまでが助成対象となります。

## 高額療養費、付加給付について

申請する治療分が、高額療養費や付加給付に該当するかどうかは、

加入している健康保険（社会保険、国民健康保険など）を確認してください。該当する場合は、申請方法が加入保険により異なりますので各自申請してください。

不妊治療費助成金の申請にあたり、高額療養費や付加給付を受けた場合は、これらの通知書の写し（金額のわかるもの）の添付が必要となります。通知書は治療月から数か月後に届きますので、届き次第申請することになります。

## 令和5年度に治療終了し、申請できなかった場合

令和5年度に助成対象治療が終了したものの、高額療養費や付加給付等に係る書類が整わず、申請期限までに申請ができない場合は、治療が終了した日から起算して1年を経過した日まで申請が可能です。書類が準備できましたら、早めに申請してください。